

相模原市契約公報

平成22年度 第7号

平成22年8月16日発行

発行
相模原市中央区
中央2-11-15
相模原市役所
企画市民局
財務部 契約課

目次

- 入札公告（（仮称）緑区合同庁舎建設工事）

特定調達契約に係る入札参加資格及び申請手続

相模原市契約第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第5条及び相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号）第3条の規定により、「（仮称）緑区合同庁舎建設工事」の案件（議会の議決に付すべき契約案件）について公告する。

平成22年8月16日

相模原市長 加山 俊夫

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 139番（議会の議決に付すべき契約案件）
- (2) 工事名 （仮称）緑区合同庁舎建設工事
- (3) 工事場所 相模原市 緑区西橋本5丁目3番13 地内
- (4) 工事概要 建築工事一式
- 建築面積 1,865.63㎡
- 延床面積 11,554.51㎡
- 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上5階、地下2階建て
- (5) 工期 本契約締結の日（議決日）から720日以内

2 入札方法等

- (1) かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」により入札等を行う。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。なお、紙入札方式による場合は、電子入札運用基準に定める「紙入札承認願（様式2）」を提出すること。
- (2) 入札金額の記載については、次のとおりとする。
- ア 入札書に記載された金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とする。

イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(3) 入札書には、「工事費内訳書」を添付すること。

(4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たした構成員により結成され、当該工事に係る入札参加資格確認申請を行い、確認を受けた特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 相模原市公共工事暴力団対策措置基準（平成14年4月1日施行）に基づく指名除外期間中でないこと。

(4) 入札日前日現在、相模原市契約規則に基づく平成21・22年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目が「建築一式工事」及び細目が「SRC」で認定されていること。

(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(6) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(7) 技術者に関する事項

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく適正な技術者を専任で配置できること。ただし、入札参加資格確認申請時に他の工事に従事していて専任で配置できない場合であっても、開札日から7日以内に専任で配置できる場合は、専任で配置できることとして取り扱う。

イ 共同企業体の代表者は、監理技術者、その他の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。監理技術者資格者証が平成16年3月1日以降に交付（更新を含む）されている場合は、監理技術者講習修了証も所持していること。

ウ 公告日現在、技術者が入札参加申請業者と3か月以上の雇用関係があること。

エ 前号の雇用関係を原則として以下の書類で証明できること。

健康保険被保険者証の交付が

(ア) 全国健康保険協会の場合は健康保険被保険者証（コピー可）

(イ) 建設国保組合の場合は加入証明書

(ウ) 健康保険組合の場合は健康保険被保険者証（コピー可）

(8) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

(9) 共同企業体に関する必要事項

ア 共同企業体の方式は、甲型共同企業体（共同施工方式）とする。

- イ 共同企業体の構成員の数は3者とし、自主的に結成すること。
- ウ 共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上であること。
- エ 共同企業体の代表者は、原則として、構成員のうち出資比率が最大の者で、平成21・22年度相模原市競争入札参加資格認定時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評定値が1000点以上であること。
- オ 共同企業体の代表者以外の構成員は、平成21・22年度相模原市競争入札参加資格認定時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評定値が750点以上であること。
- カ エ及びオで定める経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評定値について、共同企業体の構成員3者の合計が3000点以上であること。
- キ 本工事の入札参加資格申請にあたって、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- ク 事業協同組合と当該組合員が同一の共同企業体の構成員になることはできない。
- ケ 共同企業体の構成員は、各構成員が元請として、公告日から過去11年以内に、本工事と同程度以上の実績として、次の工事の施工実績があること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資比率が15%以上であることとする。
 - (ア) 共同企業体の代表者は、建築工事（鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）又は鉄筋コンクリート（RC））の実績が2件あること。そのうち1件は、契約金額が5億円以上であること。
 - (イ) 共同企業体の代表者以外の構成員は、建築工事（鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）又は鉄筋コンクリート（RC））の実績が2件あること。そのうち1件は、契約金額が3億円以上であること。
- コ ケに係る工事の実績の確認書類は次のとおりとする。
 - (ア) コリنز（CORINS：工事实情情報システム）の「登録内容確認書」の写しを持参、FAX又は郵送（郵送の場合は提出期間内必着）により提出すること（契約書の写しでも可）。
 - (イ) 契約書の写しの場合は、変更契約分まで提出すること。また、JV施工の場合には、共同企業体協定書の写しを添付すること。
 - (ウ) 契約書の相手方が個人の場合は、工事实績として契約書の写しを提出する旨の了解が取れているものに限る。
 - (エ) 契約書により工事内容が確認できない場合は、内訳書などの工事内容が確認できる書類を別途提出すること。
 - (オ) 既に提出済みの確認書類が、本公告の条件を満たしている場合は、提出不要とする。

4 入札参加申請及び入開札に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」において、「競争参加資格確認申請書」画面のJV参加チェックボックスにチェックを入れたうえ、企業体名称テキストボックスに企業体名称を入力し、システム上で競争参加資格確認申請書を提出すること。また、(3)に定める必要書類を「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」に持参又は郵送しなければならない。なお、紙入札とする場合は、当該必要書類を持参又は郵送することで入札参加申請として取り扱う。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」で競争参加資格確認申請のために必要なICカードは、共同企業体の代表構成員のカードを使用すること。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の必要書類は「かながわ電子入札共同システム（入

札情報サービスシステム)」又は相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」からダウンロードすることができる。

なお、申請期間中にシステムによる申請を行わない者、提出を要する書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/keiyaku/016681.html>

(4) 前号の入札参加申請期間は、次のとおりとする。

ア 入札参加申請書提出期間

平成22年8月16日(月)午前9時から平成22年8月26日(木)午後4時(土曜日、日曜日を除く。)

イ 入札参加資格確認結果通知書発行日

平成22年9月2日(木)

ウ 入札参加申請書提出期間は、紙入札の場合も同様とする。

(5) 前号の申請期間のうち、必要書類を企画市民局財務部契約課へ持参する際には、入札参加希望者は、事前に契約課へ電話連絡をしたうえで、持参する時間の指定を受けること。

(6) 入札の日程は、次のとおりとする。

ア 電子入札システムによる入札書の提出

(ア) 入札書提出期間

平成22年10月5日(火)午前9時から平成22年10月6日(水)午後3時

(イ) 開札予定日時

平成22年10月7日(木)午前9時

(ウ) ICカードは、代表構成員のカードを使用すること。

(エ) 入札書には、入札額の「工事費内訳書」を添付すること。なお、書式は「8 入札説明書(設計図面、設計書、仕様書等)に関する事項」に定めるパスワードによりダウンロードしたものを使用すること。

イ 持参による入札書の提出

(ア) 所定の入札書と「工事費内訳書」を封筒に入れて前号アの(ア)で定める期間に「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(イ) 「工事費内訳書」の書式は「8 入札説明書(設計図面、設計書、仕様書等)に関する事項」に定めるパスワードによりダウンロードしたものを使用すること。

ウ 郵送による入札書の提出

(ア) 所定の入札書と「工事費内訳書」を封筒に入れて前号アの(ア)で定める期間に「日本郵便株式会社 相模原支店(相模原郵便局)」に到達するように、書留郵便で郵送すること。

(イ) 「工事費内訳書」の書式は「8 入札説明書(設計図面、設計書、仕様書等)に関する事項」に定めるパスワードによりダウンロードしたものを使用すること。

(7) 紙入札の場合の入札書は相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロードするものとする。

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/keiyaku/003083.html

5 競争入札参加資格の認定を受けていない者の入札の参加に関する事項

この入札に参加を希望する者で、3（4）に定める本市入札参加者名簿に登録がない者は、次により、資格認定を申請することができる。

（1）資格認定に関する問合せ先

「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり。

（2）申請方法

かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによりWTOの競争入札参加資格認定申請手続きを行うとともに、申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格認定申請共同受付窓口（郵便番号 231-0005 横浜市中区本町 2-22 日本生命横浜本町ビル 4 階）及び（1）に定める場所へ提出する。

（3）申請及び書類提出期限

平成 22 年 9 月 10 日（金）午後 5 時

（4）その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」の説明によること。

<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

6 入札参加資格の喪失に関する事項

（1）入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。

（2）入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、電子入札運用基準に定める「入札参加資格喪失届（様式 1）」を提出すること。

7 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市企画市民局財務部契約課

電 話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 1 7（直通）

F A X 0 4 2 - 7 6 9 - 5 3 2 5

相模原市ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

8 入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）に関する事項

（1）入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）は、かながわ電子入札共同システムの「調達案件概要」画面の備考欄に記載したパスワードにより、相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロードするものとする。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/keiyaku/13307/12392/003905.html>

ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。この場合、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札説明書パスワード取得申請書」を「7 問合せ先及び契約条項を示す場所」に F A X 又は持参すること。

(2) ダウンロードにより配布する設計図書は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 入札説明書（設計図面、設計書、仕様書等）に対する質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出するか、又はFAXで提出するものとする。

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/keiyaku/003079.html

(4) 質問受付期限

平成22年9月16日（木）

(5) 質問に対する回答期限

平成22年9月30日（木）

9 入札保証金に関する事項

相模原市契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 相模原市契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札

(3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書

(4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書

(5) ICカードを不正に使用した入札書

(6) 「工事費内訳書」の添付又は同封がない入札書

(7) 不備がある工事費内訳書（工事費内訳書の工事価格と入札額の相違、案件名の相違など）が添付又は同封された入札書

(8) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書

(9) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 公告に示した案件名の記載がないもの

オ 所定の日時までには到達しないもの

カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの

キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が、市が定めた調査基準価格を下回る場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当で

あると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、順次、価格の低い入札者について、同様の審査等を実施し、落札候補者とすることがある。

なお、低入札価格調査は、相模原市公共工事低入札価格調査取扱要領及び相模原市公共工事低入札価格調査取扱要領の運用基準に基づき実施する。また、平成21年10月1日付け「低入札価格調査制度事前判定基準について」のとおり低入札価格調査制度事前判定基準を適用する。

調査基準価格、失格基準価格の算出方法は以下のとおりとする。

調査基準価格【注1】

＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×7/10＋一般管理費×3/10

【注1】 予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。

低入札価格調査失格基準価格【注2】

＝直接工事費×8.5/10＋共通仮設費×8/10＋現場管理費×7/10＋一般管理費×3/10

【注2】 「万円止め」とする。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/keiyaku/13307/003925.html>

- (2) 開札後、落札候補者を決定した場合、落札候補者に電話で連絡する。
- (3) 工事費内訳書の点検を行う。入札書に添付された工事費内訳書の点検を行うが、疑義がある場合は、詳細な内容の積算明細（設計書と同様の内容のもの）の提出を求め、再度点検を行う。なお、この時点での工事費内訳書の差替えは認めない。
- (4) 工事費内訳書を審査した結果、適正な積算と認められた後に落札者とする。なお、適正な積算と認め難い場合は、入札を無効とし、次順位の入札書について同様の審査を行う。
- (5) 低入札価格調査となった場合は、詳細な内容の積算明細（設計書と同様の内容のもの）の提出を求めるとともに、調査対象者に調査方法等について電話で連絡する。
- (6) 落札候補者が複数いる場合は、工事費内訳書の内容等の確認後、くじ引きを行う。
- (7) 原則として、落札者の決定は開札日の翌々日（休日の場合は翌営業日）とし、入札番号順とする。ただし、低入札価格調査となった場合は、調査終了後に落札者の決定を行う。
- (8) 落札者決定通知書は「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

1.2 疑義等申立

開札日の翌日から市積算の工事費内訳書（入札時に添付される内訳書と同程度）を公表する。公表された工事費内訳書を確認し、積算内容等に疑義がある場合は、この入札に入札書を提出した者に限り疑義の申立を認める。受付期間は工事費内訳書を公表した日（通常は開札日の翌日）の午前9時から午後5時までとする。（相模原市ホームページ「入札・契約に関わる重要なお知らせ」に掲示している「工事費内訳書の公開及び疑義への対応について」参照。

1.3 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年相模原市条例第22号）第2条に基づき、相模原市議会の議決を要する。なお、落札後、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けた場合及び相模原市公共工事暴力団対策措置基準（平成14年4月1日施行）に基づく指名除外となった場合には、

契約を締結しない。

1.4 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約保証金

原則として、契約金額の10分の1以上を契約時まで納付すること。

1.6 支払の条件

- (1) 前払金は、単年度の契約の場合は契約金額の40%以内とし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合は各会計年度の出来高予定額の40%以内で支払う。
- (2) 中間前払金は、単年度の契約の場合は契約金額の20%以内とし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合は各会計年度の出来高予定額の20%以内で支払う。ただし、契約金額が1,000万円以上かつ工期が150日以上の場合に限り、契約時に部分払いに代えて中間前払金を選択し、前払金を受領している場合に限る。
- (3) 部分払は、契約締結時に部分払を選択した場合に限り、契約金額が1,000万円以上1億円未満の場合は各会計年度1回以内、1億円以上2億円未満の場合は各会計年度2回以内、2億円以上の場合は各会計年度3回以内とする。ただし、継続費等の2年度以上にわたる契約の場合に限り、契約時に中間前払金を選択した場合には、各会計年度末に部分払を請求できる。
- (4) 完成払いとする。

1.7 異議の申立て

公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1.8 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、「相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」、「相模原市契約規則」及び「電子入札運用基準」によるものとする。

1 9 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction Work of Midori Ward Joint Government Building(Provisional title)
- (2) Time limit of tender (by hand or by Electronic Bidding System): 3 p.m., October 6, 2010
- (3) Time limit of tender (by mail): 3 p.m., October 6, 2010
- (4) Contact point for the notice: Contract Division, Financial Affairs Department,
Planning & Community Relations Bureau, Sagamihara City
2-11-15 Chuo, Chuo-ku, Sagamihara-shi, Kanagawa-ken, 252-5277 Japan
Tel +81-42-769-8217